

職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 4 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 38 号

職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年岩手県条例第 65 号。以下「条例」という。）第 3 条、第 10 条及び第 12 条の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第 3 条 条例第 3 条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 97 条に規定する大学院の課程（同法第 104 条第 4 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が 2 年を超え、3 年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第 4 条 自己啓発等休業の承認の申請は、別に定める自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第 5 条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告等)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる場合の報告は、別に定める大学等課程履修（国際貢献活動）状況変更届により行うものとする。

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の報告について準用する。

(職務復帰)

第 7 条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る辞令書の交付)

第 8 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

(職務に復帰した日後における最初の昇給日)

第 9 条 条例第 10 条の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 45 年岩手県人事委員会規則第 12 号）第 32 条に規定する昇給日とする。

(補則)

第 10 条 自己啓発等休業承認申請書等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。